消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部 及び消防署のことであり、専任の職員が勤務してい る。平成30年4月1日現在では、全国に728消防本部、1,719消防署が設置されている(第2-1-1表)。 消防職員は16万4,873人であり、うち女性職員は5,069人である(第2-1-1表、第2-1-1図)。

第 2-1-1 表 市町村の消防組織の現況

(各年4月1日現在)

		区分			平成29年	平成30年	比	較
		运 力			十成29年	十成30年	増減数	増減率
	消	防	本	部	732	728	\triangle 4	△ 0.5
消	「単	独	ħ		390	387	△ 3	\triangle 0.8
	内訳	l #	け・村		52	52	0	0.0
防	L	_	部事務	組合等	290	289	\triangle 1	$\triangle 0.3$
本	消	防		署	1,718	1,719	1	0.1
部	出	張		所	3,111	3,117	6	0.2
Пh	消防	職	員	数	163,814	164,873	1,059	0.6
	うち	女 性 消	防職	員 数	4,802	5,069	267	5.6
消	消	防		団	2,209	2,209	0	0.0
防	分			団	22,458	22,422	△ 36	\triangle 0.2
	消防	可	員	数	850,331	843,667	△ 6,664	\triangle 0.8
団	うち	女 性 消	防団	員 数	24,947	25,981	1,034	4.1

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第 2-1-1 図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



- (備考)1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 - 2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成22年4月1日 現在)により集計している。
 - 3 東日本大震災の影響により、平成 24 年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成 22 年 4 月 1 日現在)により集計している。

第2章

市町村における現在の消防体制は、大別して、 [1]消防本部及び消防署(いわゆる常備消防)と 消防団(いわゆる非常備消防)とが併存している市 町村と、[2]消防団のみが存する町村がある。

平成30年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合(常備化率)は98.3%(市は100%、町村は96.9%)である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化さ

れており、人口の 99.9%が常備消防によってカバー されている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は289本部(うち広域連合は22本部)であり、その構成市町村数1,108市町村(368市、600町、140村)は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は143市町村(37市、86町、20村)であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する(第2-1-2図)。

第 2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(平成30年4月1日現在)

5차 L+ →	- 立7 米上			市町	村数		尚进 / 北 尚
消防本	とい致			市	町	村	常備/非常備
72	28	1,690市町村	1,690	792	737	161	常備市町村
単独	439	439市町村	439	387	51	1	単独設
一部事務 組合等	289	1,108市町村	1,108	368	600	140	一部事務組合 置 方
		143市町村	143	37	86	20	事務委託
			29	_	7	22	非常備町村
			1,719	792	744	183	合計

- (備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 - 2 23 区は 1 市として単独消防本部に計上
 - 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

(2)消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成30年4月1日現在、全国の消防団数は2,209団、消防団員数は84万3,667人であり、消防団は全ての市町村に設置されている(第2-1-1表、第2-1-1図)。

消防団は、

- ・地域密着性(消防団員は管轄区域内に居住又は 勤務)
- ・要員動員力(消防団員数は消防職員数の約 5.1 倍)
- ・即時対応力(日頃からの教育訓練により災害対 応の技術・知識を習得)

といった特性を生かしながら、火災時の初期消火や 残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行ってい るほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防 ぎょ等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を 行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非 常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に 担っているなど、地域の安心・安全確保のために果 たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

2. 消防防災施設等

(1)消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車(屈折はしご自動車を含む。)、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災へリコプター等が整備されている。また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている(第2-1-2表)。

第 2-1-2 表 消防車両等の保有数

(平成30年4月1日現在)(単位:台、艇、機)

	区分	消防本部	消防団	計
消防ホ	『ンプ自動車	7,774	14,054	21,828
はし	ご自動車	1,159	0	1,159
化 学	消防車	959	6	965
救 急	自 動 車	6,329	0	6,329
指	揮車	1,809	898	2,707
救 助	工作車	1,237	0	1,237
その他	の消防自動車	8,768	1,956	10,724
小型	動力ポンプ	3,615	50,529	54,144
内	自動車に積載	460	35,647	36,107
訳	台車に積載	1,863	2,754	4,617
	上記以外	1,292	12,128	13,420
消	防 艇	42	18	60
消防防	災ヘリコプター	33	0	33

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助 業務実施状況調」により作成

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急 等に関する緊急通報を消防機関が受信するための 専用電話をいう。

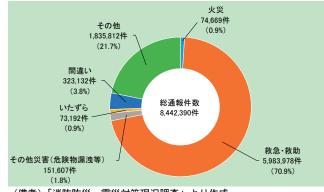
なお、電気通信番号規則において、消防機関への 緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められ ている (P. 237「**第 2-9-2 図** 消防防災通信ネット ワークの概要」参照)。

平成 29 年中の 119 番通報件数は、844 万 2,390 件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の 70.9%を占めている (第 2-1-3 図)。

近年の携帯電話・IP 電話*1等(以下「携帯電話等」 という。)の普及に伴い、携帯電話等による119番通 報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞ れ42.6%、24.4%となっている(第2-1-4図)。

第 2-1-3 図 119 番通報件数 (通報内容別)

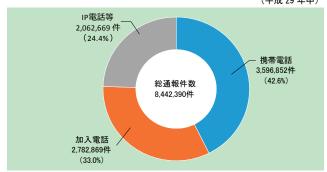
(平成 29 年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

第 2-1-4 図 119 番通報件数 (回線区分別)

(平成 29 年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

(ア) 119 番緊急通報での位置情報通知

119 番通報を受信する消防機関では、通報者との やり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを 行っているが、高機能消防指令センターを導入する 消防機関では119番通報を受けた際にモニター上の 地図に通報場所などの位置情報を表示することが 可能となっている。

平成 19 年4月から、携帯電話等からの 119 番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成21 年 10 月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*2を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

平成30年4月1日現在、「位置情報通知システム」 や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電 話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消 防本部数は、711本部(うち統合型位置情報通知シ

^{*1} I P (Internet Protocol) 電話:電話通信ネットワークと電話端末との接続点において IP 技術を利用して提供する音声電話サービス

^{*2} 新発信地表示システム:東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から 119 番通報に係る発信者の位置情報(住所情報)を消防本部に通知するシステム

ステム 595 本部) となっている。

(イ) 音声によらない通報

119 番通報は音声による意思疎通を前提とした仕組みであるため、聴覚・言語障害者が緊急通報を行う際には FAX や電子メールを用いた音声によらない代替手段で対応している。

しかし、こうした代替手段では FAX が置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在していることから、消防庁では、平成 27 年度から 28 年度にかけて、「119 番通報の多様化に関する検討会」を開催し、聴覚・言語障害者がスマートフォン等を活用して、いつでもどこからでも音声によらない円滑な通報を行える新たなシステム(Net119 緊急通報システム)のあり方について検討を行い、平成 29 年3月に、今後全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等をとりまとめた。

Net119 緊急通報システムは、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がる仕組みとなっている。詳細な情報は、その後に消防本部と通報者との間のチャットで確認する(第2-1-5 図)。

事前に登録した自宅などからの通報の場合は、① 通報する→②救急→③自宅のように、3回のボタン 操作で119番通報を行うことができる。事前に自宅 住所などを登録しておくことで、GPS 信号が届かな い屋内などでも正確な位置を伝えることが可能である(第2-1-6図)。

一方、外出先などの登録されていない場所からの 通報の場合は、GPS 機能で測位した位置情報が消防 本部に通知される。

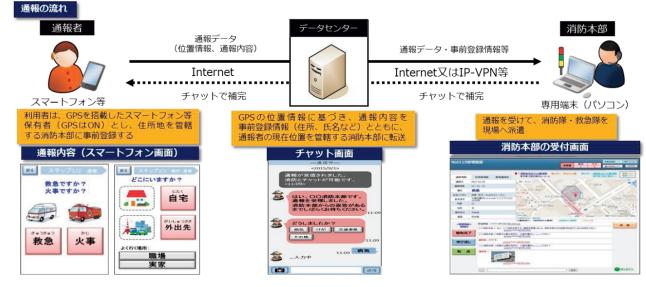
チャットが途中で中断された場合には、消防本部から事前に登録されたメールアドレス宛てに呼び返しメールを送信し、そこに記載されている URL から消防本部とのチャットを再開することができる。また、消防本部との迅速なやりとりを行うため、定型的な質問を予め準備しており、文字入力を行うことなく選択肢を選ぶことで回答することができる(第2-1-7図)。

自力で通報を行うことが難しい場合には、周囲の 人に119番通報を代わりに行ってもらうようお願い することも可能である。

また、練習通報により、実際の通報と同じ操作が 体験できる(この練習通報時の通報は、消防本部へ は送信されない。)。

Net119 緊急通報システムについては、平成30年3月に閣議決定された障害者基本計画において、平成32年度までにすべての消防本部で導入されることが目標に掲げられたところであり、消防庁は、各消防本部におけるNet119緊急通報システムの導入を促進するとともに、厚生労働省と連携して障害のある人への普及・啓発にも取り組んでいる。平成30年6月末現在、728本部中142本部(約19.5%)が導入済みである。

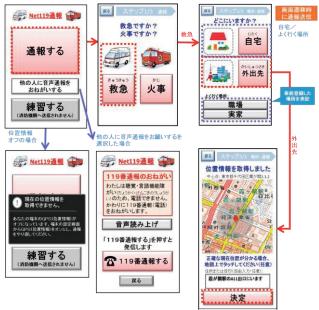
第 2-1-5 図 Net119 通報の流れ



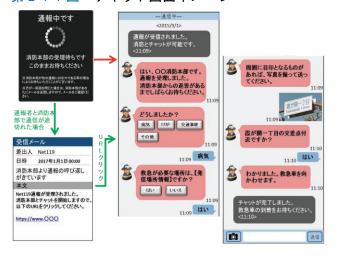
(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119 番多言語対応は、外国人からの 119 番通報時、

第 2-1-6 図 操作画面イメージ



第 2-1-7 図 チャット画面イメージ



外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速 かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介し て、24時間365日主要な言語で対応するものである。

消防庁は、「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について(通知)」

(平成 29 年 1 月 25 日付け消防消第 8 号消防庁消防・救急課長通知)を各消防本部に通知し、都道府県内消防本部による共同契約、都道府県等が既に契約している電話通訳センターの利用などによる、119 番通報時等における多言語対応の推進を図っているところである。

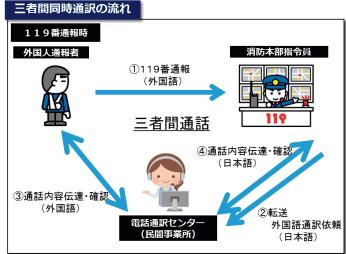
平成30年6月末現在、728本部中279本部(約38.3%)が導入済みである。消防庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、訪日外国人観光客を含む外国人が、日本全国どこから119番通報しても、言語の支障なく消防・救急のサービスを受けられるよう、全消防本部で導入されることを目指している(第2-1-8図)。

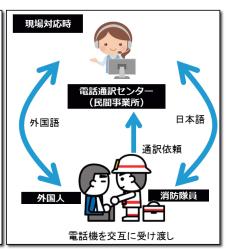
イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災へリコプターに搭載されたカメラ 等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワーク を活用して、全国や地域で利用されている。

第 2-1-8 図 三者間同時通訳の流れ





(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した(第2-1-3表)。

さらに近年は、前述の耐震性能への懸念のほか、 消防水利の老朽化への懸念、木造建築物の密集地域 等における新たな消防水利の需要が見込まれてい ることなどから、「消防水利の整備促進強化につい て」(平成29年11月24日付け消防消第272号消防 庁消防・救急課長通知)により、市町村が消防水利 の整備について短期・中期・長期と段階的に数値目 標を設けることにより、充実の促進を図ることとし ている。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に 渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利ととも に消防水利として重要な役割を担っている。その反 面、季節により使用できない場合や、取水場所など に制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に 当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わ せて配置することが求められる。

第 2-1-3 表 消防水利(主な人工水利)の整備数

(各年4月1日現在)

			出	Ú 較
区分	平成 29 年	平成 30 年	増減数	増減率 (%)
全国の整備数	2, 453, 451	2, 470, 022	16, 571	0.7
	(100.0)	(100.0)		
消 火 栓	1, 903, 782	1, 919, 018	15, 236	0.8
	(77.6)	(77.7)		
防火水槽	529, 109	531,057	1,948	0.4
	(21.6)	(21.5)		
20 ㎡~40 ㎡未満	103, 873	103, 487	△386	△0.4
40 ㎡~60 ㎡未満	379, 961	381,669	1,708	0.4
60 m以上	45, 275	45, 901	626	1.4
井 戸	20, 560	19, 947	△613	△3.0
	(0.8)	(0.8)		

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成 2 () は、構成比を示し、単位は%である。

3. 消防財政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計(地方公営事業会計以外の会計をいう。)における平成28年度の消防費決算額(東京消防庁を含む。以下同じ。)は1兆9,855億円で、前年度に比べ1,114億円(5.3%)の減少となっており、市町村の普通会計歳出決算額56兆6,761億円に占める消防費決算額の割合は3.5%となっている。また、平成28年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万4,544円であり、住民1人当たりでは1万5,523円となっている(第2-1-4表)。

第 2-1-4 表 普通会計歳出決算額と消防費決算額と の比較並びに1世帯当たり及び住民 1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 歳出決算額 (百万円) (A)	消防費 決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B) / (A) ×100 (%)
26	56, 225, 558	2, 127, 301	37, 710	16, 590	3.8
27	56, 712, 380	2, 096, 886	36, 819	16, 373	3. 7
28	56, 676, 098	1, 985, 475	34, 544	15, 523	3.5

(備考) 1 「地方財政の状況」(総務省) 及び「住民基本台帳に基づく人 ロ・人口動態及び世帯数」(総務省) により作成

- 2 世帯数及び人口は、それぞれの年度の1月1日現在の計数を用いている。
- 3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に 対する負担金等の重複は除いている。
- 4 普通会計歳出決算額には東京消防庁を含む。

イ 消防費の性質別内訳

平成 28 年度消防費決算額1兆 9,855 億円の性質別内訳は、人件費1兆3,397億円(全体の67.5%)、普通建設事業費3,505億円(同17.7%)、物件費2,052億円(同10.3%)となっており、約7割を人件費が占めている(第2-1-5表)。

(2) 消防費の財源

ア 財源構成

平成28年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等(地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源)が1兆6,814億円(全体の84.7%)、次いで地方債2,135億円(同10.8%)、国庫支出金318億円(同1.6%)となっている(第2-1-6表)。

第 2-1-5 表 消防費の性質別歳出決算額の推移

		平成 2	4年度	平成 2	5 年度	平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 2	8年度
区	分	金額	構成比								
人件費		13, 082	68. 6	12, 868	64. 6	13, 114	61.6	13, 264	63. 3	13, 397	67. 5
物件費		1,910	10.0	1,908	9. 6	1,997	9.4	2,017	9.6	2,052	10. 3
普通建設事業	業費	3, 268	17. 1	4, 295	21. 5	5, 337	25. 1	4, 766	22. 7	3, 505	17. 7
補助事業費	貴	785	4. 1	1,077	5. 4	917	4.3	846	4.0	698	3.5
単独事業費	貴	2, 476	13.0	3, 197	16. 0	4, 391	20.6	3, 912	18. 7	2, 806	14. 1
受託事業費	費	7	0.0	21	0.1	29	0.1	8	0.0	1	0.0
その他		808	4. 2	860	4. 3	825	3.9	922	4.4	901	4.5
計		19, 068	100.0	19, 931	100.0	21, 273	100.0	20, 969	100.0	19, 855	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 - 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

第 2-1-6 表 消防費決算額の財源内訳

(単位:億円,%)

(単位:億円,%)

E /\	平成 2	4年度	平成 2	5年度	平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 2	8年度
区 分	金額	構成比								
一般財源等	15, 894	83. 4	16, 076	80. 7	16, 537	77. 7	16, 746	79. 9	16, 814	84. 7
特定財源	3, 174	16.6	3, 855	19. 3	4, 736	22. 3	4, 223	20. 1	3,041	15. 3
国庫支出金	324	1.7	489	2.5	377	1.8	411	2.0	318	1.6
地方債	2,064	10.8	2, 527	12. 7	3, 486	16. 4	3, 116	14.9	2, 135	10.8
使用料、手数料	35	0.2	35	0.2	34	0.2	33	0.2	32	0.2
その他	751	3.9	804	4.0	838	3. 9	664	3. 2	555	2.8
計	19, 068	100.0	19, 931	100.0	21, 273	100.0	20, 969	100.0	19, 855	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
 - 2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して 算定されており(地方債の元利償還金等、他の費目 で算定されているものもある。)、平成30年度は、

- ・聴覚・言語機能障害者の円滑な緊急通報を可能 とするシステム (Net119 緊急通報システム) の 運用に要する経費を新たに計上したこと
- ・救急救命士の再教育体制において中心的な役割 を担う指導救命士の養成研修に要する経費を 新たに計上したこと

等により、単位費用は1万1,300円となり、基準財政需要額は1兆6,677億円(対前年度比0.1%減)となっている(第2-1-7表)。

第 2-1-7 表 消防費の単位費用及び基準財政需要額 の推移

年度	単位費用(円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
26	11, 200	3. 7	1, 612, 867	3.0
27	11, 300	0.9	1, 646, 873	2.1
28	11, 300	0.0	1, 655, 579	0.5
29	11, 300	0.0	1,670,020	0.9
30	11, 300	0.0	1, 667, 748	△ 0.1

(備考)「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成

ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)と緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下「緊援隊補助金」という。)等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。なお、補助率の嵩上げが規定されているものがあり、例えば、離島振興法等に基づく振興計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5の補助を行っている。

緊援隊補助金については、消防組織法第 49 条第 2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の 2分の 1の補助を行っている。

平成 30 年度の当初予算額については、施設補助金は13.2 億円、緊援隊補助金は49.0 億円となっている。

なお、施設補助金及び緊援隊補助金のほか、消防 庁以外の予算により消防費に関する財源とされる 国庫補助金等については、「オ その他」に記載して いる。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を 必要とするが、国庫補助金や一般財源に加えて重要 な役割を果たしているのが地方債である(**附属資料** 2-1-5)。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として 行う防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業 等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について 地方交付税措置が講じられている。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防 災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合 性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津 波浸水想定区域内からの移転事業並びに消防の広 域化及び消防の連携・協力関連事業を対象としてい る。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上、その 耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及 び公用施設の耐震化を対象としている。

また、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要のある情報網の構築、③津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転、④消防の広域化関連事業又は消防の連携・協力に伴い実施する高機能消防指令センターの整備事業、⑤地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債に は、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業(一 般事業(消防・防災施設))、辺地対策事業及び過疎 対策事業等がある。

オ その他

前記イ~エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別 交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立 地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町 村支弁金等がある。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、平成 28 年度における決算額は 1,598 億円であり、平成 28 年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は 0.32%である (第 2-1-8 表)。

第 2-1-8 表 都道府県の普通会計歳出決算額と防災 費決算額等の推移 (単位: 百万円. %)

年度	普通会計 歳出決算額	防災費 決算額	(B) / (A) ×100	(B) (市町村に対	のうち 対するもの
	(A)	(B)	X 100	補助金	貸付金
26	49, 994, 743	147, 377	0. 29	7, 329	220
27	50, 509, 289	145, 641	0. 29	5, 937	143
28	49, 984, 799	159, 824	0.32	9,050	291

(備考) 1 「都道府県決算状況調」(総務省)により作成 2 普通会計歳出決算額は、東京消防庁を除く。

その内容は、消防防災へリコプター、防災資機材 及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危 険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策 等に要する事務費等である。

(4)消防庁予算額

ア 平成30年度当初予算

消防庁の平成 30 年度の当初予算額は、一般会計分と復興庁一括計上を合わせて 142 億 92 百万円となっており、平成 29 年度補正予算において計上した 28 億 49 百万円と合わせれば 171 億 41 百万円の予算を確保している。また、一般会計予算の規模は、125 億 58 百万円であり、対前年度比で 22 百万円(△0.2%)の減額となっており、人件費を除く事業費ベースでは、110 億円であり、うち緊急消防援助隊設備整備費補助金等の消防補助負担金は、63 億 56 百万円となっている。

主な事業として、大規模災害に備えた緊急消防援助隊の強化58億68百万円、様々な災害に対応するための常備消防力等の強化17億26百万円、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化6億84百万円、火災予防対策の推進3億88百万円、消防防災分野における女性の活躍促進47百万円、防災情報の伝達体制の整備14億42百万円、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の円滑な開催に向けた大都市等の安心・安全対策の推進1億35百万円、小学生を対象とした消防業務に関する啓発15百万円となっている(第2-1-9表、第2-1-9図、第2-1-10図)。

【百万円、%】

第 2-1-9 表 平成 30 年度 消防庁予算の内訳

事 業 内 容		H30 予算 (A)	H29 予算 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
~国民の生命・生活を守る~ 消防防災行政の推進(一般会計) ①		12, 558	12, 580	△22	△0.2
大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化		5, 868	6, 098	△230	△3.8
うち緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両等)		4, 895	4, 895	0	0.0
うちエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備		300	360	△60	△16. 7
うちエネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発		340	347	△7	△2.0
様々な災害に対応するための常備消防力等の強化		1,726	1,686	39	2.3
うち消防防災施設整備費補助金		1, 320	1,300	20	1.5
地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化		684	667	17	2.5
うち消防団を中核とした地域防災力の充実強化		442	425	17	4.0
うち消防団の装備・訓練の充実強化		242	242	0	0.0
火災予防対策の推進		388	385	3	0.8
消防防災分野における女性の活躍促進		47	48	△1	△3.1
防災情報の伝達体制の整備		1, 442	1, 324	119	9. 0
2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応する 対策の推進等	ための安心・安全	135	138	$\triangle 3$	△2. 4
その他(人件費、表彰関係経費、消防大学校管理費等)		2, 267	2, 233	34	1.5
被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計) ②		1,734	1, 296	438	33. 8
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金		1, 493	1, 121	372	33. 2
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金		202	77	126	164. 0
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣へリ除染)		39	98	△60	△60. 5
総計 (①+②)		14, 292	13, 876	416	3.0

[※]端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

H30 当初 142億92百万	一般会計 125億58百万円(対前年度 22百万円減、0.2%減 復興特別会計 17億34百万円(対前年度4億38百万円増、33.8%
(参考:平成29年度補正予算 28년 平成30年度当初予算と平	億49百万円、 平成29年度補正予算の合計額 154億7百万円
~国民の生命・生活を守る~ 消防防災行	「政の推進(一般会計) 最雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(後掲) 125.6億円 28.5億
○糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町倉庫火災関係 ・火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.4億円 ・ 走密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円 ・実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備 0.5	○平成29年7月九州北部豪雨等の大規模風水害関係 ・津波・大規模風水害対策率の整備 4.2億円 (登補正) ・情報収集活動ドローンの整備 0.5億円(登補正)
·緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円 ·緊急消防援助	
(2)大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 ○緊急消防援助隊の活動体制の充実強化	Oドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等
·緊急消防援助隊設備整備費補助金49.0億円 情報収集活 ・拠点機能形成車の整備7.4億円(②補正) 緊急消防援助隊 ・津波・大規模風水害対策車の整備4.2億円(②補正)	動ドローンの整備 8.6億円(啓補正) (エネルギー・産業基盤災害対策) 比地域ブロック合同訓練の充実 0.8億円 ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの整備 3.0億円+3.0億円(啓補 ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 3.4億円
(3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強	<u>17.3_{億円} 一</u>
○常備消防力の充実強化 市町村の消防の広域化推進及び消防業務の新たな連携・協力の 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.4億円 実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備 0.4	・地方公共団体寺の災害対応力の強化 0.3億円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組	組織等の充実強化 6.8 _{億円} 11.6 _億
○消防団の装備・訓練の充実強化 オフロ・ドイク、ドローン、小型動力ホンプの整備及び操縦訓練等 2.4 ・救助資機材搭載型消防団車両無償貸付 11.6億円(②補正)	・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
(5) 火災予防対策の推進	・自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成 0.1 億円 3.9億円 0.2億円
○火災予防対策の推進 ・木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億 ・火災予防の実効性向上、遠反是正推進による安心・安全の確保・日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化等 0.1億円平	R 1.1億円
(6) 消防防災分野における女性の活躍促進	0.5億円 一
○女性消防吏員の更なる活躍推進 ・女性消防吏員の更なる活躍推進 0.5億円	○消防団への女性・若者等の加入促進(再掲) ・企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円 ・女性消防団員活性化大会 0.2億円
(7) 防災情報の伝達体制の整備 〇災害時の情報伝達体制の強化	○ 大田市別回見合日日の大学 2018日 14.4億円 一 ○消防防災通信体制の強化
・災害時の情報伝達体制の強化 0.4億円	・ヘリサットシステムの高度化 0.2億円
(8) 2020年東京オリンピック・ハラリンピック競技大会等の開	催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進 1.3 _{億円} 1.7 _{億円}
○大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備 ・化学剤遠隔検知装置の整備 1.7億円(醤補正)	○国民保護共同訓練の実施 ・国民保護共同訓練の充実強化 1.3億円
(9)小学生を対象とした消防業務に関する啓発	0.2億円 一

第 2-1-10 図 平成 29 年度消防庁補正予算の概要

予算28.5億円

緊急消防援助隊の充実強化

16.7億円

ドラゴンハイパー・コマンドユニットや津波・大規模風水害対策車、情報収集活動ドローン等の 特殊車両や資機材の配備により、緊急消防援助隊の災害対応能力を充実強化。

・ エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの整備(2セット)

・ 拠点機能形成車の整備(6台)

7.4億円 4.2億円

・ 津波・大規模風水害対策車の整備(6台)

情報収集活動ドローンの整備(18台) ・ 化学剤遠隔検知装置の整備(3台)

0.5億円

1.7億円



【エネルギー・産業基盤災害対応型 消防水利システム】



11.6億円

Ⅱ 消防団の装備・訓練の充実強化

救助資機材等を搭載した消防ポンプ自動車(61台) の配備により、消防団の装備や訓練を充実強化。









【救助資機材搭載型消防术

Ⅲ ベトナムにおける日本の消防用機器等の緊急市場確保対策

0.2億円

可搬消防ポンプ等の規格整備が進められているベトナムに対し、官民が一体となって日本規格や 認証制度等の浸透を図ることにより、日本製品の市場を確保。

イ 復興庁一括計上予算

平成 29 年度に引き続き、東日本大震災で大きな 被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の 復旧を実施するため、復興庁の東日本大震災復興特 別会計において17億34百万円の予算措置を講じた。

- ○消防防災施設災害復旧費補助金(14 億 25 百万 円)
- ○消防防災設備災害復旧費補助金(67 百万円)

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地にお ける消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するた めに必要となる経費を補助金として被災地方公共 団体に交付するもの(国庫2/3)。

○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(2 億2百万円)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定 された避難指示区域における大規模林野火災等の 災害に対応するため、当該区域の消防活動に伴い必 要となる消防車両等の整備等に要する経費、福島県 内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリ コプターによる消防応援活動に要する経費、福島県 内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に 要する経費を全額交付するもの。

○緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派 遣へリ除染) (39 百万円)

消防庁長官の指示により緊急消防援助隊として

出動したヘリコプターに関し、平成30年度におい てエンジン整備時の内部の除染に要する経費を負 担するもの。

4. 常備消防体制整備の課題

(1)消防力の整備

消防庁では、「消防力の整備指針」(平成12年消防 庁告示第1号)により、市町村が火災の予防、警戒 及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策そ の他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町 村の区域における消防の責任を十分に果たすため に必要な施設及び人員について、目標とすべき消防 力の整備水準を定めている。

「消防力の整備指針」は昭和36年(1961年)に 「消防力の基準」として制定されて以来、市町村の 消防力の充実強化に大きな役割を果たしてきた。制 定以来、数次にわたり一部改正が行われたが、都市 構造や消防需要の変化に対して、消防活動の実態を 反映したより合理的な基準となるよう、平成 12 年 (2000年)に全部改正が行われ、それまでの「必要 最小限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力 を整備するに当たっての指針」へと性格が改められ、 市町村が目標とすべき消防力を算定するに当たっ て、自主的に判断することができる要素が拡充され た。

平成17年には、社会環境の変化に対応し、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加するとともに、具体的な内容を示し、市町村が消防力の整備を進める上での整備目標としての性格を明確にするため、告示の題名を「消防力の整備指針」に変更した。

平成26年には、東日本大震災を教訓として、非常 用車両の配置基準の見直し及び大規模災害時に消 防庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画を策 定することが追加され、消防を取り巻く環境の変化 への対応として、救急自動車、予防要員の配置基準 の見直しによる増強、救急隊員の代替要員を確保す ること等を追加した。

平成29年には、過疎地域及び離島において、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成が可能となったことから、救急隊の定義に准救急隊員を含む救急隊を追加する等した。

本指針において各市町村は、その保有する消防力を総点検した上で、この「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全 性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人防 火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防隊 員用個人防火装備(以下「個人防火装備」という。) に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定した。ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を 考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火 装備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人 防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、 十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施するこ とが必要とされている。

消防隊員用個人防護装備(防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽)については、ISO(国際標準化機構)の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会、また、その下部組織である分科委員会(ISO/TC94/SC14)において、新たな国際規格の作成に向けた審議が行われている。

消防庁においては、これまでの国際規格の見直しなどを踏まえ、平成28年4月より「消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会」を開催し、平成29年3月にガイドラインの改定を行った。